

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成 29 年松江市規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(書類の様式等)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第 8 条第 1 項</u>の診療所開設届 様式第 5 号</p> <p>(6) <u>法第 8 条第 1 項</u>の助産所開設届 様式第 6 号</p> <p><u>(6)の 2 法第 8 条第 2 項のオンライン診療受診施設設置届 様式第 6 号の 2</u></p> <p>(7) 政令第 4 条又は第 4 条の 2 第 2 項の規定による診療所(助産所、<u>オンライン診療受診施設</u>)開設(<u>設置</u>)許可(届出)事項変更届 様式第 7 号</p> <p>(8) 法第 8 条の 2 第 2 項又は第 9 条第 1 項の診療所(助産所、<u>オンライン診療受診施設</u>)休止(再開、廃止)届 様式第 8 号</p> <p>(9) 法第 9 条第 2 項の診療所(助産所、<u>オンライン診療受診施設</u>)開設者(<u>設置者</u>)死亡(<u>失踪</u>)届 様式第 9 号</p> <p>(10)～(27) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p>略</p> <p>診療所開設許可申請書</p>	<p>(書類の様式等)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第 8 条</u>の診療所開設届 様式第 5 号</p> <p>(6) <u>法第 8 条</u>の助産所開設届 様式第 6 号</p> <p>(7) 政令第 4 条又は第 4 条の 2 第 2 項の規定による診療所(助産所_____)開設_____許可(届出)事項変更届 様式第 7 号</p> <p>(8) 法第 8 条の 2 第 2 項又は第 9 条第 1 項の診療所(助産所_____)</p> <p>休止(再開、廃止)届 様式第 8 号</p> <p>(9) 法第 9 条第 2 項の診療所(助産所_____)開設者_____</p> <p>死亡(<u>失そう</u>)届 様式第 9 号</p> <p>(10)～(27) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p>略</p> <p>診療所開設許可申請書</p>

略
9 各施設等の構造設備の概要

略

略			
エ ッ ク ス 防 護 線 装 置 の	略		
	省令第30条第3項の規定について	第1号の規定について	適 ・ 不適
	(撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第2号の規定について	適 ・ 不適
		第3号の規定について	適 ・ 不適
		第4号の規定について	適 ・ 不適
略			

略
様式第3号(第2条関係)

略
診療所(助産所)開設許可事項変更許可申請書

略
(1) 変更事項

(臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が開設した診療所)

・ **開設** の目的及び維持の方法

略

略
様式第4号(第2条関係)

略
診療所(助産所)開設届

8 助産所については、嘱託医師の住所及び氏名
9 診療所にあっては、オンライン診療の実施の有無

略
様式第5号 別紙のとおり

様式第6号の2 別紙のとおり

様式第7号(第2条関係)

略

略
9 各施設等の構造設備の概要

略

略			
エ ッ ク ス 防 護 線 装 置 の	略		
	省令第30条第3項の規定について	第1号の規定について	適 ・ 不適
	(撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第2号の規定について	適 ・ 不適
		第3号の規定について	適 ・ 不適
		第4号の規定について	適 ・ 不適
略			

略
様式第3号(第2条関係)

略
診療所(助産所)開設許可事項変更許可申請書

略
(1) 変更事項

(臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が開設した診療所)

・ **医師開設** の目的及び維持の方法

略

略
様式第4号(第2条関係)

略
診療所(助産所)開設届

8 助産所については、嘱託医師の住所及び氏名

略
様式第5号 別紙のとおり

様式第7号(第2条関係)

略

<p>開設者(設置者)住所 [法人の場合は、主たる事務所の所在地]</p> <p>開設者(設置者)氏名 [法人の場合は、名称及び代表者の職氏名]</p> <p>略</p> <p>診療所(助産所、<u>オンライン診療受診施設</u>)開設(設置)許可(届出)事項変更届</p> <p>略</p> <p>4 変更した事項(該当する項目に○印をすること。)</p> <p>(1) 変更事項</p>	<p>開設者_____住所 [法人の場合は、主たる事務所の所在地]</p> <p>開設者_____氏名 [法人の場合は、名称及び代表者の職氏名]</p> <p>略</p> <p>診療所(助産所_____)開設_____許可(届出)事項変更届</p> <p>略</p> <p>4 変更した事項(該当する項目に○印をすること。)</p> <p>(1) 変更事項</p>
<p>(臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が開設した診療所)</p> <p>略</p> <p>・管理者の住所及び氏名</p> <p>・<u>オンライン診療の実施の有無</u></p>	<p>(臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が開設した診療所)</p> <p>略</p> <p>・管理者の住所及び氏名</p>
<p>(臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師が開設した診療所)</p> <p>略</p> <p>・薬剤師氏名</p> <p>・<u>オンライン診療の実施の有無</u></p>	<p>(臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師が開設した診療所)</p> <p>略</p> <p>・薬剤師氏名</p>
<p>略</p> <p>(<u>オンライン診療受診施設</u>)</p> <p>・<u>設置者の住所及び氏名</u></p> <p>・<u>施設の名称</u></p> <p>・<u>設置場所</u></p> <p>・<u>敷地の面積及び平面図</u></p> <p>・<u>建物の構造概要及び平面図</u></p> <p>・<u>定款、寄付行為又は条例(法人の場合に限る)</u></p> <p>・<u>設置年月日</u></p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p>様式第8号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>開設者(設置者)住所 [法人の場合は、主たる事務所の所在地]</p> <p>開設者(設置者)氏名 [法人の場合は、名称及び代表者の職氏名]</p> <p>略</p> <p>診療所(助産所・<u>オンライン診療受診施設</u>)</p> <p>休(廃)止(再開)届</p> <p>略</p> <p>様式第9号(第2条関係)</p>	<p>略</p> <p>様式第8号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>開設者_____住所 [法人の場合は、主たる事務所の所在地]</p> <p>開設者_____氏名 [法人の場合は、名称及び代表者の職氏名]</p> <p>略</p> <p>診療所(助産所_____)</p> <p>休(廃)止(再開)届</p> <p>略</p> <p>様式第9号(第2条関係)</p>

略

電話番号

開設者(設置者)との
続柄

診療所(助産所・オンライン診療受信施設)開設
者(設置者)死亡(失踪)届

略

3 開設者(設置者)の氏名

4 死亡(失踪)の宣告)年月日

略

様式第 14 号(第 2 条関係)

略

エックス線装置設置届

1 エックス線装置の概要

略			
エ ッ ク ス 線 装 置 の 防 護	略		
	省令第 30 条 第 3 項の規定 について (撮影用エッ クス線装置 (胸部集検用 間接撮影エ ックス線装 置を除く。))	第 1 号の規 定について	適 ・ 不適
		第 2 号の規 定について	適 ・ 不適
		第 3 号の規 定について	適 ・ 不適
		第 4 号の規 定について	適 ・ 不適
略			
略			

略

略

電話番号

診療所(助産所_____)開設
者_____死亡(失そう)届

略

3 開設者_____の氏名

4 死亡(失そう)の宣告)年月日

略

様式第 14 号(第 2 条関係)

略

エックス線装置設置届

1 エックス線装置の概要

略			
エ ッ ク ス 線 装 置 の 防 護	略		
	省令第 30 条 第 3 項の規定 について (撮影用エッ クス線装置 (胸部集検用 間接撮影エ ックス線装 置を除く。))	第 1 号の規 定について	適 ・ 不適
		第 2 号の規 定について	適 ・ 不適
		第 3 号の規 定について	適 ・ 不適
略			
略			

略

<改正後>

様式第5号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

開設者住所 _____

開設者氏名 _____

電話番号 _____

診 療 所 開 設 届

1 診 療 所 の 名 称			
2 開 設 の 場 所	住所		
	電話番号		FAX番号
3 診 療 科 名			

現に開設している病院 又は診療所の名称	
現に管理している病院 又は診療所の名称	
現に勤務している病院 又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又 は診療所を開設しよう とするときは、その名称	

4 従業者の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 （ エ ッ ク ス 線 ） 技 師	栄 養 士	臨 床 検 査 技 師	臨 床 工 学 技 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	看 護 補 助 者	事 務 員	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 敷地の面積

m²(平面図及び周囲の見取図別添のとおり)

6 建物の構造概要

建物の名称	構造	用途	面積
	造 階建		m ²

平面図別添のとおり

7 各施設等の構造設備の概要

	室面積	給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
歯科技工室	m ²			

調剤所	室面積	採光	換気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
	m ²						

エックス線装置の種類	1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他							
エックス線診療室名								
特別の理由によりエックス線診療室以外で使用する場合は室名及び理由								
高電圧発生装置	製作者名							
	型式							
	製造年月日	年	月	日				
定格出力	連続	最高管電圧	kV	時の管電流	mA			
	短時間	最高管電流	mA	時の管電圧	kV			
電源切替え	有・無 (注意: 2台以上のエックス線装置を設置した場合)							
エックス線管の数	管球(個)							
エックス線管の用途	①	②	③					
最高定格管電圧	kV							
エックス	省令第30条第1項第1号の規定について (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい)					適・不適		
	省令第30条第1項第2号の規定について(利用線錐の総濾過)					適・不適		
	省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)					第1号の規定について		適・不適
						第2号の規定について		適・不適
省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)					第3号の規定について		適・不適	

線 装 置 の 防 護		第4号の規定について	適 ・ 不適
		第5号の規定について	適 ・ 不適
		第6号の規定について	適 ・ 不適
		第7号の規定について	適 ・ 不適
	省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エ ックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適 ・ 不適
		第2号の規定について	適 ・ 不適
		第3号の規定について	適 ・ 不適
		第4号の規定について	適 ・ 不適
	省令第30条第4項の規定について (胸部集検用間接撮影エックス線装置)	第1号の規定について	適 ・ 不適
		第2号の規定について	適 ・ 不適
第3号の規定について		適 ・ 不適	
省令第30条第5項の規定について (治療用エックス線装置(近接照明治療装置を除く。))		適 ・ 不適	

移動型又は携帯型エックス線装置	鍵のかかる保管場所	有 ・ 無
	装置のキースイッチの管理方法	
輸血用血液照射エックス線装置	使用中ランプ	有 ・ 無
	管理区域表示	有 ・ 無
	鍵その他の閉鎖のための設備	有 ・ 無

エックス線診療 室	室面積	室内の構造概要	操作室面積	標識の有無	備考
	m ²	コンクリート密度 g/cm ³	m ²	有 ・ 無	

漏洩線量計算書、装置のカタログ並びに縮尺1/50又は1/100のエックス線診療室の平面図及び立面図は、別添のとおり。

病	床	数	種別		室	床	種別		室	床
病 室 の 構 造	階	別								
	室	番	号							
	病	床	種	別						
	定			員						
	床			面	積					
	1	人	当	た	り	床	面	積		
	採			光	面	積				
	外			気	開	放	面	積		
そ			の	他						

の 廊 幅 下	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
		m	m		m	m

二階以上の階段数及びその構造 の階段数及びその構造 を有する建物別	建物の名称	通常階段					病室のある 最上階	避難階段の数
		用途	幅 m	踊場 m	けあげ cm	踏面 cm		
							階	階から 地上まで か所

療養病床を有する診療所の場合			室面積	構造概要	必要な器械又は器具
	機能訓練室		m ²		
	浴室				
	談話室	専用			
		共用	と共用		
	食堂		m ²		
		食堂の面積の考え方			

消火用機械器具	建物の名称	消火設備	警報設備	避難設備	その他

8 開設の年月日

年 月 日

9 管理者の住所及び氏名

--

10 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

11 薬剤師の氏名

--

12 地域で不足する外来医療機能を担うことについて

「島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画」における外来医師多数区域	該当する・該当しない
（上記が「該当する」場合）地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する・同意しない

- (注) 1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。
- 2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

13 オンライン診療の実施の有無	実施する・実施しない
------------------	------------

添付書類 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

備考

- 1 本申請書は臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が診療所を開設する場合に使用し、臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が診療所を開設する場合は診療所開設許可申請書（様式第1号）及び診療所（助産所）開設届（様式第4号）を使用すること。
- 2 無床診療所については、「7 各施設等の構造設備の概要」のうち、病床及び廊下に関する記載を要しない。

様式第5号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）
電話番号

診療所開設届

1 診療所の名称			
2 開設の場所	住所	電話番号	FAX番号
3 診療科名			

現に開設している病院又は診療所の名称	
現に管理している病院又は診療所の名称	
現に勤務している病院又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするときは、その名称	

4 従業者の定員

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線（エックス線）技師	栄養士	臨床検査技師	臨床工学技士	歯科衛生士	歯科技工士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	看護補助者	事務員	その他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 敷地の面積

m ² （平面図及び周囲の見取図別添のとおり）

6 建物の構造概要

建物の名称	構造	用途	面積
-------	----	----	----

	造 階建		m ²

平面図別添のとおり

7 各施設等の構造設備の概要

	室面積	給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
歯科技工室	m ²			

調剤所	室面積	採光	換気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
	m ²						

エックス線装置の種類	1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他							
エックス線診療室名								
特別の理由によりエックス線診療室以外で使用する場合の室名及び理由								
高電圧発生装置	製作者名							
	型式							
	製造年月日	年	月	日				
定格出力	連続	最高管電圧	kV	時の管電流	mA			
	短時間	最高管電流	mA	時の管電圧	kV			
電源切替え	有・無						(注意：2台以上のエックス線装置を設置した場合)	
エックス線管の数							管球(個)	
エックス線管の用途	①	②	③					
最高定格管電圧							kV	
エックス線	省令第30条第1項第1号の規定について (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい)					適 ・ 不適		
	省令第30条第1項第2号の規定について(利用線錐の総濾過)					適 ・ 不適		
	省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)					第1号の規定について		適 ・ 不適
						第2号の規定について		適 ・ 不適
						第3号の規定について		適 ・ 不適
						第4号の規定について		適 ・ 不適
第5号の規定について						適 ・ 不適		
					第6号の規定について		適 ・ 不適	

装 置 の 防 護		第7号の規定について	適 ・ 不適
	省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適 ・ 不適
		第2号の規定について	適 ・ 不適
		第3号の規定について	適 ・ 不適
	省令第30条第4項の規定について (胸部集検用間接撮影エックス線装置)	第1号の規定について	適 ・ 不適
		第2号の規定について	適 ・ 不適
第3号の規定について		適 ・ 不適	
省令第30条第5項の規定について (治療用エックス線装置(近接照明治療装置を除く。))			適 ・ 不適

移動型又は携帯型エックス線装置	鍵のかかる保管場所		有 ・ 無
	装置のキースイッチの管理方法		
輸血用血液照射エックス線装置	使用中ランプ		有 ・ 無
	管理区域表示		有 ・ 無
	鍵その他の閉鎖のための設備		有 ・ 無

エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室面積	標識の有無	備考
	m ²	コンクリート密度 g/cm ³	m ²	有 ・ 無	

漏洩線量計算書、装置のカタログ並びに縮尺1/50又は1/100のエックス線診療室の平面図及び立面図は、別添のとおり。

病室の構造	床数	種別	室床						種別			室床					
			階	番号	種別	定員	床面積	1人当たり床面積	採光面積	外気開放面積	その他						

廊下の幅	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
		m	m		m	m

二階以上の	建物の名称	通常階段						病室のある最上階の有無	避難階段の数
		用途	幅	踊場	けあけ	踏面	手すりの有無		

上に病室を有する建 階段数及びその構造		m	m	cm	cm		階	階から 地上まで か所

		室面積	構造概要	必要な器械又は器具	
療養病床を有する診療所の場合	機能訓練室	m ²		/	
	浴室				
	談話室	専用			
		共用	と共用		
	食堂		m ²		
食堂の面積の考え方					

消火用機械器具	建物の名称	消火設備	警報設備	避難設備	その他

8 開設の年月日

9 管理者の住所及び氏名

10 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

11 薬剤師の氏名

--

12 地域で不足する外来医療機能を担うことについて

「島根県保健医療計画(別冊)外来医療計画」における外来医師多数区域	該当する・該当しない
(上記が「該当する」場合)地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する・同意しない

(注)1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画(別冊)外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

添付書類 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

備考

- 1 本申請書は臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が診療所を開設する場合に使用し、臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者が診療所を開設する場合は診療所開設許可申請書(様式第1号)及び診療所(助産所)開設届(様式第4号)を使用すること。
- 2 無床診療所については、「7 各施設等の構造設備の概要」のうち、病床及び廊下に関する記載を要しない。

<改正後>

様式第6号の2(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

設置者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
設置者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)
電話番号

オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

1	施設 の 名 称	
2	設 置 の 場 所	住所〒 電話番号
3	敷地の面積及び平面図	(別紙の添付でも可)
4	建物の構造概要及び平面図	(別紙の添付でも可)
5 法 人 の 場 合	定款、寄付行為又は条例	
	管理・運営責任者の氏名	(ふりがな)
	連 絡 先	
6	設 置 年 月 日	年 月 日

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。